令和7年　下呂市農業委員会第5回総会議事録

開催日時	令和7年5月2日　　14：00～16:00
開催場所	下呂総合庁舎　大会議室
出席委員	1番 山下　康子　　2番 上野　耕正　　3番 大森　公治（推） 4番 嶋田　浩　　5番 熊﨑　みどり　　6番 中島　義彦 7番 林　忠助　　8番 中川　元宏（推）　9番 中川　輝男（推） 10番 田中　覚章（推）　11番 二村　昭司　　12番 小林　寿 13番 川口　太三（推）　14番 鎌倉　誠也　　16番 福井　順也 17番 中島　次郎（推）　18番 二村　正明（推）　19番 熊﨑　徹（推） 20番 中桐 由起子（推）　21番 金森　茂俊　　22番 中島　義雄 23番 中島　悠　　24番 日下部 道男（推）　26番 杉山　裕（推）
欠席委員	15番 中島　尊治　　25番 井戸　克彦（推）
議事日程	第１ 会長あいさつ 第２ 議事録署名者 第３ 議事 議事 18 号　農地法第３条の規定による許可申請について 議事 19 号　農地転用許可後の事業計画変更承認申請について 議事 20 号　農地法第４条の規定による許可申請について 議事 21 号　農地法第５条の規定による許可申請について 第４ その他
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数13名、本日の出席数12名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第5回農業委員会を開催いたします。
会　長	【会長あいさつ】
会　長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 5番　熊﨑　みどり　委員 6番　中島　義彦　委員　にお願いいたします。
会　長	議案第18号　農地法第３条の規定による許可申請について別紙のとおり承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の2ページをお開きください。こちらの案件につきまして、事務局説明をお願いいたします。
会　長	農地法第３条申請1件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局	議案第18号　農地法第３条の規定による許可申請について説明いたします。今回の申請内容については、無償による所有権移転が１件提出されています。 番号１については、農振農用地ではありません。譲渡人は高齢になり管理が難しいため、農地を譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地ではありません。 以上、農地法第３条申請について審議をお願い致します。
９番	１番について説明します。同居の息子に贈与するものです。父親が耕作及び管理を手伝うということですので、問題ありません。
会　長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会　長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第３条許可申請1件について、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会　長	ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。
会　長	議案第19号　農地転用許可後の事業計画変更承認申請について別紙のとおり事業計画変更承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の3ページをお開きください。こちらの案件につきまして、事務局説明をお願いいたします。
事務局	議案第19号　農地転用許可後の事業計画変更申請について説明させていただきます。今回の申請内容については、転用事業者の変更を伴う目的の変更が１件です。 番号１については、昭和５６年２月に駐車場を目的とする５条許可を得た転用計画について、造成費用の高騰により当初予定金額を大きく上回ったため計画を断念した土地です。計画変更事業者から一般個人住宅の敷地として利用したいとの希望があったことから、変更承認を求めるものであります。なお、新たに所有権移転の５条申請が併せて提出されております。 以上、農地転用許可後の事業計画変更申請について審議をお願い致します。
会　長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会　長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会　長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
会　長	議案第20号　農地法第４条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の４ページをお開きください。
会　長	農地法第４条許可申請6件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。
事務局	議案第20号農地法第４条の規定による許可申請について説明させていただきます。今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が６件、面積については田1,583㎡、畑1,018㎡です。 番号1については、申請地を一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第２種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 番号2については、申請地を一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第２種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。 番号3については、申請地を一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第２種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 番号4については、申請地を一般個人住宅の進入路と庭園及び物置敷地として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第２種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 番号5については、申請地を一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、都市計画法の用途地域が定められていることから、第３種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

	番号6については、申請地を一般個人住宅の車庫として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、特定土地改良事業等施行区域内の第一種農地であるが、隣接地と一体利用し、当該農地を利用することが必要であることから、第１種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 以上、農地法第４条申請について審議をお願い致します。
1番	１番について説明します。場所は＊＊＊の手前になります。現在宅地になっている場所が農地という認識が無かったため、始末書を添付され、申請されました。問題ありません。
５番	２番について説明します。場所は奥田洞の向かい側です。一般個人住宅として利用したいとの事です。周辺への影響はないため、問題ありません。
７番	３番について説明します。場所は山之口の＊＊＊の付近です。一般個人住宅として利用したいとのことです。問題ありません。
13番	４番について説明します。事務局から説明のあったとおり追認案件です。申請人も生れた頃から現況のようになっていたので、今後、周辺への影響はないため、問題ありません。
18番	５番について説明します。場所は＊＊＊から右に入ったところです。申請人の家が手狭になったため、新築したいとのことです。周囲への影響はないため、問題ありません。
17番	６番について説明します。場所は＊＊＊を山手に上がったところです。周辺は雑種地ですので問題ありません。
会　長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会　長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請6件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会　長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。

会　長	議案第21号　農地法第５条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の７ページをお開きください。
会　長	農地法第５条許可申請9件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。
事務局	議案第２１号　農地法第５条の規定による許可申請について説明いたします。今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が５件、工鉱業用地への転用が２件、消防詰所への転用が１件、駐車場への転用が１件面積については田1,988㎡、畑178.83㎡です。 番号1については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第２種農地に該当すると判断され、代替地はありません。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 番号2については、申請地を譲り受け、土木工事業の資材置場として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第２種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はない ことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。
事務局	番号3については、申請地を借り受け、土木工事業の資材置場として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、街区に占める宅地割合が40％を超えていることから、第３種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。 番号4については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、300m以内にJR飛騨萩原駅があることから、第３種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。 番号5については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の車庫及び倉庫として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第２種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はない ことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

事務局	番号6については、申請地を譲り受け、土木工事業の資材置場として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第２種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はない ことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 番号7については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の進入路として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、都市計画法の用途地域が定められていることから、第３種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 番号8については、申請地を譲り受け、消防詰所として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第２種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はない ことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。
事務局	番号9については、申請地を譲り受け、駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、特定土地改良事業等施行区域内の第一種農地であるが、農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設として必要であることから、第１種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 以上、農地法第５条申請について審議をお願い致します。
1番	１番について説明します。現在宅地になっている場所が農地という認識が無かったため、始末書を添付して申請されました。問題ありません。
5番	２番について説明します。場所は＊＊＊の川を下に降りたところです。追認案件になります。周辺への影響は無いため、問題ありません。
9番	３番について説明します。場所は国道から東に５００ｍあたりの土地です。昨年の11月に農振除外申請をし、承諾された土地です。資材置場として利用するものであります。周辺に農地はありますが、承諾を得られているため、問題ありません。
9番	４番について説明します。場所は＊＊＊から東へ100ｍほどの土地です。過去に駐車場として転用許可を受けていましたが、再度許可申請をするものであります。譲受人は自己住宅を建てたいとのことです。周辺に農地はありますが、申請人所有の土地のため、問題ありません。

16番	５番について説明します。場所は＊＊＊沿いです。既に倉庫及び車庫となっており、現在借用している譲受人に所有権移転するものです。農地としての再生は困難であること、周辺には耕作農地はないため問題ありません。
17番	６番について説明します。場所は＊＊＊の近くです。現地は両方に建物が建っており、周辺に影響はないため問題ありません。
18番	７番について説明します。場所は＊＊＊から右に入ったところです。譲受人の住宅への入り口として利用するものです。周辺には耕作農地はないため問題ありません。
19番	８番について説明します。場所は＊＊＊の裏です。消防詰所が立っている追認案件です。問題ありません。
19番	９番について説明します。場所は＊＊＊の近くです。周辺に耕作地はありますが、同意は得られていることと、町内会が譲受人ということで問題ありません。
会　長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします
6番	4番の案件ですが、昭和56年に許可を得ているとのことだが、このような過去の許可案件について、追跡調査はしないのでしょうか
事務局	追跡調査は行っていません。令和7年4月から許可後の状況報告や、完了報告について管理を徹底するよう指導されていますので、これ以降は厳しく対応することになります。
会　長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請9件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。
会　長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
会　長	以上で本日の案件は全て終了となります。その他何かありましたらご意見伺います。
会　長	以上をもちまして、第5回　下呂市農業委員会を閉会します。 16時00分閉会

	※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った 本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。 下呂市農業委員会 番 番